

募 集 住 宅 の 説 明

(注) 48～51ページまで記載している《各団地の注意事項》を必ずお読みください。

シルバーハウジング

住宅の特徴

万一時に緊急通報システムによる通報ができるなど、一定のサービスが受けられる住宅です。

申込みできる世帯（4～14ページに記載の申込資格・注意事項に加えて）

①申込区分欄が「单身のみ」の住宅

60歳以上で単身の高齢者世帯です。

②申込区分欄が「单身のみ」以外の住宅

次のいずれかにあてはまる世帯です（なお、申込区分欄が「单身を含め何人でも可」の場合は、60歳以上で単身の高齢者世帯も申込可能です）。

- ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯
 - ・ 60歳以上の方のみからなる2人以上の世帯
 - ・ 60歳以上の方と中度以上の障害者等からなる世帯
 - ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦と中度以上の障害者等からなる世帯
- ※「中度以上の障害者等」については、10ページ参照

注意事項

- ①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となる場合があります。
 - ・ 固定電話回線（現在お手持ちの回線を使用できる場合があります。）
 - ・ 通話料
 - ・ 生活援助員派遣に要する経費
- ②入居にあたっては、緊急通報システム利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。
- ③この住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能です。現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は申込みできません。

高齢者世帯向特定目的住宅

住宅の特徴

万一時に緊急通報システムによる通報ができる住宅です。

申込みできる世帯（4～14ページに記載の申込資格・注意事項に加えて）

①申込区分欄が「单身のみ」の住宅

60歳以上で単身者の高齢者世帯です。

②申込区分欄が「单身のみ」以外の住宅

60歳以上の申込名義人と、次のいずれかの方のみからなる世帯です
(なお、申込区分欄が「单身含め何人でも可」の場合は、60歳以上で単身の高齢者世帯も申込可能です)。

- ・ 配偶者
- ・ 18歳未満の方
- ・ 中度以上の障害者等
- ・ 50歳以上の方

※「中度以上の障害者等」については、10ページ参照

注意事項

①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となる場合があります。

< Aタイプ >

- ・ 固定電話回線（現在お手持ちの回線を使用できる場合があります。）
- ・ 通話料

< Bタイプ >

- ・ 緊急通報システムに必要な費用（月額1,000円程度）

※Aタイプ・Bタイプ以外のものもあります（該当住戸がある場合、募集住宅一覧表に記載します）。

②入居にあたっては、緊急通報システム利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。

③この住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能ですが、現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は申込みできません。

コレクティブハウジング

住宅の特徴

この住宅は、ダイニングキッチンや浴室、トイレなどを備えた居住者専用の独立した住宅部分と、居住者同士が交流し、支えあう協同の空間を備えた集合住宅です。

普段の生活は、自分の住宅で行いますが、建物内の協同空間で、入居者同士が趣味やおしゃべりを楽しんだり、たまには炊事や食事を一緒にしたりするなど、良好な隣人関係を保ちながら暮らすことができます。

【協同生活のルール】

- ① 協同空間は居住者みんなで利用します。
- ② 協同空間では、居住者どうして趣味活動をするなど、ふれあいのある生活が楽しめます。
- ③ 協同空間の清掃や簡単な修繕などは居住者全員で行います。
- ④ 協同空間の光熱水費などは、居住者全員で負担します。(別途団地の共益費も必要です。)
- ⑤ 協同空間の利用方法などは、居住者全員でルールを決めます。
- ⑥ 協同空間のテーブルやソファなどの備品類は居住者全員で購入し、維持管理します。

申込みできる世帯（４～１４ページに記載の申込資格・注意事項に加えて）

- (1) コレクティブハウジングの住まい方の趣旨を理解し、協同生活するための運営規則やルールを遵守でき、円滑に協同生活が送れる方
- (2) 自炊可能な程度の健康状態であること。(施設やケアハウスのような生活の手助けはありません。自立して生活ができることが必要です。)
- (3) コレクティブハウジングのうち「一般世帯向け住宅」以外に申し込む方は、
 - (1) (2)に加えて次の要件を満たす必要があります。
 - ① 「シルバーハウジング住宅」は、４０ページをご覧ください。
 - ② 「高齢者世帯向け特定目的住宅」は、４１ページをご覧ください。
 - ※ 住宅の内容は、各募集月の「募集住宅一覧表」をご覧ください。

注意事項

(1) この住宅では、団地の共益費のほかに、協同空間の光熱水費等の維持管理費も入居者の負担となります。

※共益費と協同空間の維持管理費の合計額は、各住宅によって異なりますが、現在月額3,000円～7,000円程度と一般の県営住宅に比べて高いものとなっています。

(2) この住宅では、協同空間に必要な机や椅子等の備品を購入する場合についても、入居者の負担となります。

(3) この住宅では、共用部分はもちろんのこと、協同区間の清掃や簡単な修繕等の維持管理に要する費用も入居者の負担となります。

車椅子対応住宅

住宅の特徴

車椅子を常用しておられる方が車椅子に乗ったままでも生活ができるように、玄関の戸、流し台、浴室、室内の段差などが車椅子に対応したものとなっています。

また、万一時に緊急通報システムによる通報ができます（ここに掲げる住宅のうち、特性欄において“（緊なし）”と表示のあるのは、緊急通報システムのない住宅です）。

申込みできる世帯（4～14ページに記載の申込資格・注意事項に加えて）

車椅子常用者のいる世帯です。

注意事項

車椅子対応住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能です。現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は、申込みできません。

①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となる場合があります。

- ・ 固定電話回線（現在お手持ちの回線を使用できる場合があります。）
- ・ 通話料
- ・ 緊急通報システムに必要な費用（月額1,000円程度）（該当住宅のみ）

②入居にあたっては、緊急通報システム利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。

③浴室に移乗台等は設置していません。

高齢者対応住宅

住宅の特徴

高齢者の方の生活に配慮した改善工事を行った住宅で、申込みにあたっては、**60歳以上**（募集期間末日現在の満年齢です。）の方がいる世帯に限ります。
（※具体的な仕様については管轄事務所にお問い合わせください。）

申込みできる世帯（4～14ページに記載の申込資格・注意事項に加えて）

60歳以上（募集期間末日現在の満年齢です。）の方がいる世帯です。

注意事項

高齢者対応住宅は、既に一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方も、申込みが可能ですが、現在、兵庫県営のシルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅に入居されている方は、申込みできません。

定期借家住宅

定期借家住宅とは

入居期間を設け、期間経過後には退去していただく住宅です。

近年の子育て支援の社会的要請に対応するため、新婚世帯及び子育て世帯を対象に10年の期間に限り入居していただく住宅です。

※令和6年6月募集からは、グレードアップ改修住戸のみに設定しています。

入居資格・注意事項は、一般の県営住宅の入居資格・注意事項（4～14ページ）に加え、次の①または②のいずれかに該当する世帯です。

① 新婚世帯

- ・合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦の世帯（内縁関係を含む）
- ・合計年齢が80歳未満の婚約者の世帯

② 子育て世帯

18歳未満の扶養親族である方がいる世帯

注意事項

- ② 他の優先措置はありません。
- ③ 定期借家住宅は入居期間を定めていますので、10年間の期間経過後には退去していただきます。このため、入居許可日から5年以上居住している場合は、転居先の確保を目的として、一般仕様（シルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅、高齢者対応住宅以外の住宅）の県営住宅の申込みをすることができます。
- ④ 年齢は、募集期間末日現在です。
- ⑤ 新婚世帯で申込まれた方は、当選後の資格審査時に、婚姻成立後2年以内であることの公的証明書を提出していただきます。

特別募集住宅

住宅の特徴

募集住宅一覧表の備考欄に「特別募集住宅」と記載している住宅は、以下の理由により募集を停止していた住宅です。お申込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申込みください。

- ・ 特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死（入浴中の転倒事故や食事時の誤嚥等）が発覚した住宅で、その後概ね3年を経過していないもの
- ・ 自然死や不慮の事故死以外の死が発生した住宅
- ・ 火災が発生した住宅

入居申込案内

2～31ページをご覧ください。

申込資格・注意事項

4～14ページをご覧ください。

注意事項

- ・ 入居にあたっては、誓約書（死亡事故などが発生した住宅であることへの了解及び入居後にこのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てしないこと）を提出していただきます。
- ・ 敷金や家賃は同一団地の同タイプの住宅と同一です。
- ・ なお、入居にあたって県はおはらい等は一切行いません（入居される方が個人の負担で行うことは可能です）。
- ・ この特別募集住宅については、他の住宅（特別募集住宅を除く）との**重複応募が可能**です。両方に当選された場合、どちらか一方を選択していただきます。（重複応募される場合は、申込書を1通ずつ記入してください）
- ・ これまでの実績からみて、比較的応募倍率の低い住宅と考えられます。